

# 子育てサポート企業 ～くるみんマークの認定～



こんにちは、**くるみん**です。

**男性の育児休業実績**等の基準を満たした場合、名刺や会社案内、求人広告、商品等に表示することができます。くるみんマーク認定で、以下のメリットが期待できます。



## Merit 1 優秀な人材の確保・採用に繋がる。

- ・仕事と子育ての両立を支援することで、妊娠・出産・育児等による離職者が減少し、経験豊富な人材を確保できる。また、採用や人材育成に係るコストを減少させることができる。
- ・多くの学生や求職者にとって、「子育てとの両立」は重要な基準であり、優秀な従業員の採用に繋がる。

## Merit 2 働きやすい職場環境が、良好なサービス提供に繋がる。

- ・法人全体で子育て支援に取り組むことで、「お互い様」の気持ちが生まれ、職場の風通しが良くなり、和やかな雰囲気醸成される。それが、顧客への良好なサービス提供を支える。
- ・育児や介護を含めたプライベートも大切にすることが、仕事のパフォーマンスの維持・向上に繋がる。

## Merit 3 企業イメージの向上に繋がる。

- ・仕事と育児の両立支援は、CSR＝企業の社会的責任という観点からも重要であり、くるみんマークの取得が、顧客や社会からのイメージアップに繋がる。
- ・従業員にとっても、自社の取組みを再認識するきっかけとなり、モチベーションの向上に繋がる。

## Merit 4 業務の共有、仕事の「見える化」で生産性の向上に繋がる。

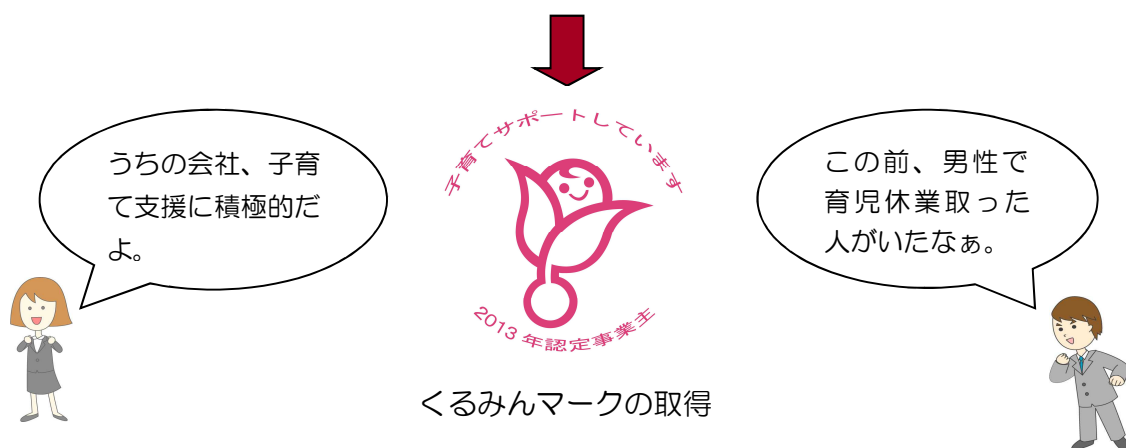
- ・育児等で従業員が休んでも対応できるよう、業務の共有化や「見える化」、多能工化を進めることで、職員全体のスキルアップに繋がる。



## くるみんマークの主な認定基準

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（従業員の仕事と子育ての両立を図るための計画）を策定し、**目標を達成**した。
  - ※ 行動計画の計画期間は、2年以上5年以下であることが必要です。
- 計画期間内に、**男性の育児休業取得者が1名以上**いる。
  - ※ 育児休業取得日数の基準はありません。労働者数が300人以下の場合、育児短時間勤務制度や、子の看護休暇を利用した男性も、育児休業取得者に含まれます。
- 計画期間内の、**女性の育児休業取得率が70%以上**である。
- **小学校就学の始期**まで利用可能な**短時間勤務制度等**がある。
  - ※ 法で義務付けられた3歳までの短時間勤務制度に加えて、小学校就学の始期まで利用できる短時間勤務制度、所定外労働の免除、時差出勤等の措置が必要です。
- **所定外労働の削減**や、**年次有給休暇の促進**に取り組んでいる。

認定基準を全て満たした事業主が、行動計画終了後、群馬労働局へ申請



認定基準に該当しそうな事業主の方や、これから認定を目指そうかなという事業主の方、ぜひ一度雇用均等室にご相談ください！くるみんマークの取得まで、お手伝いいたします。

→ 続いて、群馬県内で認定を受けた医療・福祉業 10 社の取組事例をご覧ください。 →